

芦屋市条例第5号

芦屋市下水道条例及び芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(芦屋市下水道条例の一部改正)

第1条 芦屋市下水道条例(昭和38年芦屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)を<u>選</u>任する業者として規則で定めるところにより市長が指定したものの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事は、この限りでない。</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が<u>専</u>属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したものの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行つてはならない。</p>

(芦屋市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道事業給水条例(平成9年芦屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(構造及び材質)</p> <p>第5条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下この項において「他の市町村長等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。この場合における他の市町村長等が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(構造及び材質)</p> <p>第5条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。<u>以下「政令」という。</u>）第6条の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。